



高浜市地域生活支援事業

移動支援事業ガイドライン

〔平成28年4月〕第2版

高浜市役所 福祉部 介護保険・障がいグループ

目 次

1	はじめに（移動支援の概要）	1
2	移動支援の対象者	1
3	実施方法	1
4	利用者の負担	2
5	経費	3
6	対象となる支援の内容	4
7	対象とならない支援の内容	4
8	例外的に認める支援の内容	5
9	移動支援に関する Q&A	6
Q1	「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の違い	
Q2	グループホーム入居者、施設入所者の利用について	
Q3	現地集合・現地解散の場合のヘルパー交通費の負担	
Q4	目的地がプールの場合のプール内の活動について	
Q5	県外への外出	
Q6	本人以外（兄弟など）の催し物への参加	
Q7	ヘルパーが自ら運転する車で送迎する場合	
Q8	個別支援型での複数のヘルパー利用について	
Q9	年齢による利用制限	
Q10	習いごとでの利用	
Q11	1ヶ月の支給量の上限	
Q12	利用手続きについて	



1. はじめに（移動支援の概要）

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

このガイドラインは、基準となる移動支援の利用方法について、寄せられた多くのご質問・ご指摘等を集約し、高浜市障害者地域自立支援協議会障害福祉サービス検討部会にて検討し、作成しました。

2. 対象者

対象者は以下の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 高浜市に居住地を有する障がい者（児）・難病患者等
- (2) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援の必要があると市長が認めたもの※1

※1 内容によっては対象とならない場合があります。

（詳しくは「対象となる支援」をご覧ください。）

※2 介護保険サービス、自立支援給付にて同様のサービスが受けられる場合は、この制度による給付を受けられない場合があります。

3. 実施方法

実施方法は以下の2種類です。

(1) 個別支援型

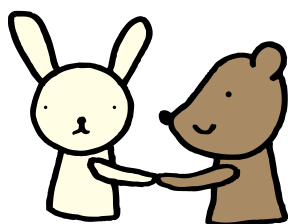
利用者1名に対して、ヘルパーがマンツーマンによる支援を行います。

(2) グループ支援型

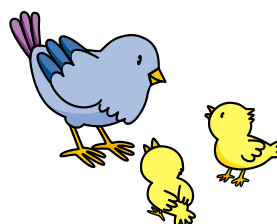
複数の利用者に対して、屋外でのグループワーク・同一目的地及び同一イベントへの参加等の同時支援を行います。

※グループ支援型の場合は、ヘルパーの人数をその都度調整し決定します。

1 : 1



1 : 2



4. 利用者負担

(1) 利用者負担について

利用者負担は、利用者の属する世帯（※）の所得状況により次のとおりとします。



	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	無料	無料	10%

※ 世帯の範囲の考え方は、次のとおりです。

【障がい者】・・・障がい者本人及び配偶者

【障がい児】・・・障がい児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

(2) 利用者負担上限月額について

住民税課税世帯においては、利用者負担月額に上限があります。

所得区分			負担上限月額
一般1	障がい者	世帯の市町村民税所得割額が16万円未満	9,300円
	障がい児	世帯の市町村民税所得割額が28万円未満	4,600円
一般2	一般1以外		37,200円

※障害福祉サービスと併用する方は、障害福祉サービスの利用者負担額との合計が負担上限月額を超えないよう、高浜市で上限管理を行います。

(3) グループ支援型の利用者負担について

サービスに要した経費を、同時にサービスを利用した者の人数で除した額の1割の額とします。（1円未満の端数金額は切り捨てます。）

例) 利用者2名、ヘルパー1名で30分以上1時間未満の利用の場合

総費用額：6,030円×1人（ヘルパー人数）＝6,030円

利用者負担額：6,030円÷2×10%＝301円（1円未満切り捨て）

(4) その他

交通費は、利用者が実費を負担するものとします。



5. 経費

サービスに要する経費は、以下のとおりとします。

(1) 個別支援型

身体介護を伴う		身体介護を伴わない	
30分未満	2,540円	30分未満	1,050円
30分以上 1時間未満	4,020円	30分以上 1時間未満	1,970円
1時間以上 1時間 30分未満	5,840円	1時間以上 1時間 30分未満	2,760円
1時間 30分以上 2時間未満	6,670円	1時間 30分以上	3,460円に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに700円を加算した額
2時間以上 2時間 30分未満	7,500円		
2時間 30分以上 3時間未満	8,330円		
3時間以上	9,160円に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額		

(2) グループ支援型

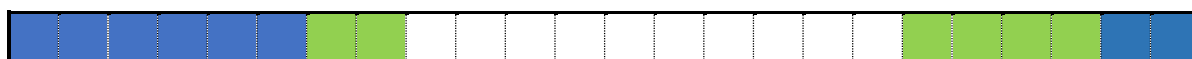
身体介護を伴う		身体介護を伴わない	
30分未満	3,810円	30分未満	1,575円
30分以上 1時間未満	6,030円	30分以上 1時間未満	2,955円
1時間以上 1時間 30分未満	8,760円	1時間以上 1時間 30分未満	4,140円
1時間 30分以上 2時間未満	10,005円	1時間 30分以上	5,190円に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに1,050円を加算した額
2時間以上 2時間 30分未満	11,250円		
2時間 30分以上 3時間未満	12,495円		
3時間以上	13,740円に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに1,245円を加算した額		

※グループ支援型の場合、支援者1人あたりの所定額×支援者の人数とする。

※時間帯による加算は以下のとおりです。

早朝 6:00～8:00 夜間 18:00～22:00 深夜 22:00～24:00、0:00～6:00

0:00 6:00 8:00 18:00 22:00



① 夜間・早朝・・・所定の額×1.25 (所定額の25/100の加算)

② 深夜・・・・・・所定の額×1.5 (所定額の50/100の加算)

※詳しい算定方法については介護保険・障がいグループにお問い合わせください。

6. 対象となる支援

移動支援事業の対象となる支援内容は、原則以下のとおりとします。
 ※現地集合・現地解散は可能とします。また、原則1日の範囲内
 (8時間以内)での利用とします。



(1) 社会生活上不可欠な外出	
① 官公庁、銀行、通院、買い物(本人同行に限る)等への同行※	(例) 役所、警察署、裁判所、デパート、ショッピングモール
② 地域主催の催し物への参加	(例) ・各種障がい者団体、町内会、まちづくり協議会などが主催する会議・行事への参加 ・子供会への参加
③ その他	(例) ・冠婚葬祭への出席 ・親族等病院へのお見舞い
(2) 余暇活動等の社会参加のための外出	
① 自己啓発や教養を高めるもの	(例) ・各種講演会、博覧会、講座
② 体力増強や健康維持・増進を図るもの	(例) ・マシンスタジオやプールでの運動 ・継続的な屋外におけるトレーニングや健康維持のための活動等 ※指導員による支援がある場合は除く。
③ 生活の内容・質の充実を高めるもの	(例) ・映画鑑賞、スポーツ観戦、観劇、コンサート等

※障害福祉サービスにおける「居宅介護(通院等介助や家事援助)」の対象となる方は、その利用が優先となります。



7. 対象とならない支援

(1) 経済活動に係る外出	
	(例) ・就職活動、通勤、営業活動等
(2) 通年かつ長期にわたる外出	
	(例) ・通学、通勤 ・サービス事業所への通所 等
(3) 社会通念上適当でない外出	
	(例) ・宗教活動、政治活動、公序良俗に反することを目的とするもの

8. 例外的に認めるもの

通常は対象になりませんが、例外的に認めるものは以下のとおりです。

※現地集合・現地解散は可能とします。

(1) 家族が入院・けが・介護等やむを得ない事情があり必要性の高いもの	
通常保護者が行っている学校や施設への移動支援（現状回復までの期間）	
(2) 訓練を目的とするもの	
① 学校へ通うための訓練を行う場合 ※最大1年間	※訓練利用の場合以下の内容を確認して実施 ①家族が送迎してどこが心配でどこの練習をした方がよいかを把握して、練習箇所を明確にする ②練習で獲得する内容を決める ※突発行動などへの対処は含めない 【確認方法】 ① 定期的に、どこで必要かモニタリング ② 練習により確立されたと判断されたとき、ヘルパー・相談員・家族が三者で状況確認する。
② 学校が変わる場合や本人の居住先が変わる場合 ※最大1年間	
③ 通所前に事前に訓練する場合 ※最大3ヶ月	
④ 施設への通所で本人の居住先が変わる場合 ※最大3ヶ月	



9. 移動支援事業に係るQ & A

Q1 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の違いは何ですか？

A 対象者が身体に触れる支援を必要とする場合は「身体介護を伴う場合」、身体に触れず声かけ等のみの支援で足りる場合は「身体介護を伴わない場合」となります。

Q2 施設入所者も移動支援を利用できますか？

A 施設入所者については、移動支援は原則在宅の障害者等が対象となるため利用できません。ただし、家族等介護者が介助できない場合で、社会生活上不可欠な外出(家族のお見舞いなど)は認められれば利用が可能です。

**Q3 現地集合・現地解散の場合、ヘルパーの交通費は誰が負担するのですか？
また、映画館やコンサート等入場料がかかる場合は誰が負担するのですか？**

A 原則利用者の負担となりますが、事業所によって異なる規定が設けられている場合(契約書等に記載がある場合)は、事業所の規定に依ります。

Q4 目的地がプールの場合、プール内の活動についても移動支援を利用できますか？

A 移動支援での目的内での移動や介助が必要となる場合対象となります。ただし、水泳教室などに参加する場合、主催者に監督責任があると考えられるため、原則利用の対象となりません。

また、現地集合・現地解散の場合で、目的地での支援が見守りのみの場合は利用の対象外となります。



Q5 県外への外出に移動支援を利用できますか？

A 利用は可能ですが、原則1日の範囲内(8時間)で用務を終えるものに限ります。

Q6 地域主催の催し物への参加に利用できるとありますが、本人以外の催し物(兄弟等の授業参観等)への参加にも利用できますか？

A 原則本人に対する催し物に限るため、利用できません。

Q7 ヘルパーが自ら運転する車で送迎する場合、移動支援の対象になりますか？

A ヘルパー自らが車を運転している場合、運転中は支援をしている状態とはみなせないため移動支援の算定対象外となります。



Q8 個別支援型で、複数のヘルパーを同時に利用することはできますか？

A 必要と認められれば可能です。

Q9 年齢による利用制限はありますか？

A 年齢による制限は設けていませんが、年齢に見合わない外出(4歳児が単独で病院やデパートへ行くなど)には利用できません。

ただし、家族等が同行する場合でも、家族のみで介助できない場合や、家族等が障がい等により介助できない場合は利用が可能です。

Q10 習いごとに行くのに移動支援を利用することができますか？

A 習いごとは、通常通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用できません。
ただし、目的が社会参加や余暇活動と認められる場合は、対象となります。

Q11 1ヶ月の支給量について上限はありますか？

- A 上限はありませんが、聞き取りの結果必要と認められた分のみ支給します。
夏季休暇の支給量変更申請については上限を設けており、移動支援事業は月20時間、日中一時支援事業は月70時間までです。

Q12 利用手続きについて教えてください。

- A まず介護保険・障がいグループ、たかはま障がい者支援センターに連絡してください。
(介護保険・障がいグループに申請書を提出し、たかはま障がい者支援センターで希望内容についての聞き取りを受ける必要があります。)

Q13 事業所からの帰りに移動支援を利用して余暇活動をすることができますか？

- A 余暇活動の目的、余暇活動場所までの経路、余暇活動の頻度、事業所から直接行く場合と一旦自宅に帰ってから行く場合の所要時間の差などを考慮して判断します。
ただし、通学や通所が目的と思われるものは対象外とします。

※その他不明なことは下記までお問い合わせください。

高浜市いきいき広場内介護保険・障がいグループ

電話 0566(52)9871 / FAX 0566(52)7918 メールアドレス kaigo@city.takahama.lg.jp

